## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業	者	名	住	所
日本高圧コンクリート株式会社			札幌市中央区南2条西3-8	

指名停止期間

建設工事 土木一式、とび、ほ装、水道施設

平成27年8月22日~平成27年10月2日(6週間)

- 3 指名停止措置の範囲:北海道森林管理局管内
- 指名停止の理由 4

本件は、函館開発建設部発注の「函館江差自動車道、木古内町、 大坪沢川橋上部工事」において、PC桁架設中、作業員2名が高さ約2 0 mから墜落し、うち1名が死亡、もう1名が重傷となり、また、橋梁架設現場上部にいた作業員2名も被災し、重軽傷をおった。これに より、北海道開発局では平成27年8月7日~平成27年9月17日 (6週間)までの指名停止措置となった。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故) に該当する 事実があるため。

## 〈参考〉

## 「工事請負契約指名停止等措置要領」(抜粋)

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知 【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部島の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

<u> 別 公 房 1                                </u>	土した争取に至づく相直左毕
措置要件	指名停止の期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事 関係者の事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の 措置が不適切であったため、工事関係者に 死亡者又は負傷者を生じさせた場合におい て、当該事故が重大であると認められると き。	当該認定をした日から

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課 直 通: 011-622-5214 担当者: 主計係(内線307)